

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 11 日現在

機関番号：25201

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23510318

研究課題名(和文) 現代中国における所有権改革の基礎的研究 - 基層社会の政治社会学的考察を通して

研究課題名(英文) A Basic Study of Property Rights Reform in Contemporary China: A Socio-political Perspective

研究代表者

江口 伸吾 (EGUCHI, SHINGO)

島根県立大学・総合政策学部・教授

研究者番号：20326408

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円、(間接経費) 960,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、現代中国における所有権改革の問題に関して、法制度の改革とその試行によってもたらされる政治社会の変化との関係性に着目し、その基礎的な問題点を整理し、所有権改革の政治社会的な影響を考察した。

とくに、2007年3月16日の物権法制定のプロセスを取り上げ、全人代において論議され、且つ改革派知識人による批判によって巻き起こった論争が社会主義体制の根幹を問うていることを明らかにした。また、物権法の施行によって、都市・農村の基層社会において、私有財産の保護、土地収用に伴う農民への補償が法的に明確化され、その社会矛盾が「法治」によって解決される方向性が出てきたことを明らかにした。

研究成果の概要(英文)： This study examines property rights reform in contemporary China, focusing on the impact of institutional change on political society. After outlining the basic issues, it highlights the influence of property rights reform implementation on Chinese political society.

Specifically, this study sheds light on the case of the PRC's Property Rights Law, which was promulgated on 16 March 2007, and the associated controversies revealed during discussions in the NPC and among intellectuals who raised issues relating to the foundation of the socialist regime. It also highlights the possibility of resolving constitutionally-derived social contradictions by protecting private property and compensating peasants' land rights based on the implementation of the PRC's Property Rights Law.

研究分野：複合新領域

科研費の分科・細目：地域研究・地域研究

キーワード：現代中国 所有権 基層社会 物権法

## 1. 研究開始当初の背景

現代中国において、所有権がどのように位置づけられるのかを考察することは、近年とくに重要性を増している。1980年代に始まる改革開放政策の転換以来の市場経済化の深化・拡大により、それまで国有とされてきた企業の生産手段、土地等々に関する実質的な自由化・民営化が行われるようになり、従来の社会主義計画経済体制の政治社会構造に大きな矛盾を生み出すこととなったからである。

しかもこの所有権改革は、単に従来の政治社会構造の矛盾だけでなく、より深刻な問題性を孕んでいる。すなわち国有に属する所有権を市場経済化の過程で実質的に企業や個人に移譲させる試みは、社会主義イデオロギーの自己否定にもつながりかねない政治的な統治の問題に直結するからである。さらに言うならば、ヨーロッパにおける民主主義政治体制の確立の基礎が、ジョン・ロックによる Property(所有権)概念の提起に始まることからわかるように、中国における所有権改革は、所有権を基礎にした市民の誕生をもたらすのかといった今後の中国政治に民主主義的要素を含む質的変質の可否を問う上で最も重要な指標の一つとなっている。

このような問題性を孕んでいる所有権改革の研究は、1990年代より徐々に蓄積されてきている。たとえば、この問題にいち早く取り組んだ研究として、Jean C. Oi and Andrew G. Walder ed., *Property Rights and Economic Reform in China*, Stanford University Press, 1999. があげられ、1990年代の国営企業や郷鎮企業の発展の限界と民営化の問題が取り上げられた。

また、2007年3月16日、第10期全国人民代表大会(以下、全人代)第5回会議において制定された「中華人民共和國物権法」(以下、物権法)により、私的所有権の保護の問題が取り扱われ、中国内外から関心を集め、日本においては、梁慧星監修『中国物権法を考える』(商事法務、2008年)等の著書を通して法実務の観点からその内容が紹介されている。

さらに、李小雲他主編『中国農民権益保護研究』(社会科学文献出版社、2007年)、陳鵬「從“産権”走向“公民権” 当前中国城市業主維権研究」(『社会学』中国人民大学書報資料中心、2009年7月、所収)、吳茂松「中国都市部における『維権』運動の台頭 深圳、北京、上海の所有権者たちの事例をてがかりに」(『法学政治学論究』第80号、慶應義塾大学大学院法学研究科、2009年、所収)などの研究において、所有権改革が一部の住民の権利保護運動へと転化する事例が分析されており、所有権改革の政治社会への影響が検討されている。

このように中国における所有権改革についての関心は高いが、その研究は緒に就いた

ばかりで、所有権改革が有する政治社会における問題性は今後検討されるべき課題となっている。

## 2. 研究の目的

本研究は、以上のような研究状況を踏まえ、中国における所有権改革の基礎的研究を実施することを目的として、従来の所有権改革に関する一般的な法制度改革の動向を整理しその特徴を把握するとともに、所有権改革が政治社会に与えた諸影響を考察し、法制度改革と政治社会の変化との相互影響・相互作用の往環する過程を明らかにしようとしている。

第一に、現在の中国での研究状況を調査し、所有権改革の一般的な法制度改革の動向とその特徴を把握する。とくに所有権改革に関する先行研究を収集し、その論点を整理するとともに、これまで研究代表が継続的に行ってきた中国社会科学院、北京大学国際関係学院等の研究機関へのインタビュー等を介して、その最先端の論議を整理する。

第二に、所有権改革の政治社会への諸影響を考察するため、具体的な事例を取り上げて、法制度改革と政治社会の変化との相互作用を検証する。とくに社会主義民主政治建設に向けた所有権改革の動向を踏まえながら、農村地域の企業所有権・土地所有権問題や都市部の社区住民による業主委員会の組織化等の基層社会の所有権問題を取り上げ、所有権改革の政治社会的な影響を考察し、権利意識を持った人々による「公民社会」創出の試みのプロセスの論点を明らかにする。

## 3. 研究の方法

本研究は、1990年代に顕著となる所有権改革の問題に着目し、その法制度改革と政治社会との相互作用を分析する基礎的研究を進めるために3つの段階を経て研究を進める。

第一に、所有権改革に関する既存の先行研究を整理し、その論点をまとめる。その際、この問題に注意を払ってきた米国の研究と現地中国の見方の相違に留意する。

第二に、中国の専門家、とくに所有権改革を進める社会の変化の特徴を分析している政治学・社会学者へのヒアリングを進め、その特徴を把握する。

第三に、以上のヒアリング調査を行った上で、可能な限り、企業・土地・住宅などをはじめとする実際に所有権改革を進めてきた基層社会の実態を調査する。

第四に、以上の研究活動を踏まえて、その成果を研究会・シンポジウムなどの口頭発表、並びに雑誌論文・書籍などを通じて公表する。

## 4. 研究成果

以上の研究活動を踏まえて、本研究プロジ

エクトでは、以下のような研究成果・課題がもたらされた。

#### (1) 現代中国における所有権改革の動向の整理

本研究では、所有権改革の制度改革の動向とそれに伴って生じた論争を整理し、現代中国における所有権改革の問題性を明らかにした。とくに、2007年3月16日に制定された物権法の制定過程を一つの焦点にして考察した(『転形期における中国と日本 - その苦悩と展望 - 』(共著、飯田泰三・李曉東編、国際書院、2012年10月、第5章「社会主義市場経済体制における所有権改革と基層社会の変容 - 物権法と転形期の政治社会 - 」において公表)。

物権法は、公有制を国是としてきた中国において体系的な民法典を構築する基礎を与えるとともに、私有財産を含む所有権問題を規定した画期的な試みとして国内外から注目を集めた。たとえば、日本においては、中国の物権法の制定は、社会主義公有経済から出発した市場経済化の重大な到達点として位置づけられ、経済活動の一層の自由化が進む傾向にあるとして関心が集まった(『読売新聞』2007年3月8日)。さらには、それは市場経済化によって「社会主義の空洞化」が加速していることを示していると捉えられ、政治改革に波及するのではないかという関心にまで及んだ(『読売新聞』2007年3月16日)。このような特徴を備えた物権法は、当然のことながら、中国の国内において論議を巻き起こし、その制定に至るまでには、いくつかの政治的なプロセスを経て慎重に進められた。

まず、物権法の制定に向けた動きは、2002年11月に開催された中国共産党第16回全国代表大会で私人の財産保護を制度的に保障する方向性が打ち出されたことに始まった。江沢民の「小康社会を全面的に建設し、中国の特色ある社会主義事業の新局面を創始する」という政治報告のなかで、「一切の合法的な労働収入、合法的な非労働収入は、いずれも保護されなくてはならない」ということを指摘するとともに、「個人経営者や私営企業家などの各種の形式による非公有制経済は社会主義市場経済の重要な構成部分である」ことを強調し、「私人財産を保護する法律制度を完全にするとより踏み込んだ発言がなされたのである(『人民日報』2002年11月18日)。また、この背景には、江沢民が推進した社会主義市場経済体制の一つの帰結として、それに対応した政治的な統治の枠組みを再編するという中長期的な構造変動のプロセス-2000年2月の「三つの代表」論、2002年11月の「中国共産党章程」の改正による「階級政党」から「国民政党」への転換-がある。

このような政策的な転換と軌を一にする

ように、2002年12月23日、第9期全人代常務委員会第31回会議において、物権法を含む民法の草案が提出され、審議が始まった。つまり、1998年の第8期全人代において、民法起草工作小組によって準備されてきた物権法を含む民法の草案が、初めて全人代常務委員会で審議され、その後法案成立に至るまでに計7回にわたる審議が続けられることとなった。この草案の審議開始に際して行われた全人代常務委員会法制委員会主任の顧昂然による説明では、「経済社会の発展の需要と世界貿易機関(WTO)加入の要求のため」に民法典を編纂する意義を強調しており、国内の要因ばかりでなく、むしろ中国におけるグローバル化の拡大、深化の過程がそれを後押ししていることを示している(『人民日報』2002年12月24日)。

さらに2004年3月14日の第10期全人代第2回会議で実施された憲法改正で私有財産保護が規定されたことで本格化した。つまり、その第13条において、「公民の合法的な私有財産は侵されない」との文言が初めて盛り込まれるとともに、「国家は、法律の規定にもとづいて、公民の私有財産権と継承権を保護する。国家は、公共利益の必要性のために、法律の規定にもとづき、公民の私有財産に対して収用あるいは徴用を行い、併せて補償を与えることができる」とされ、私有財産の保護が現代中国の国家建設の中核の一つに据えられることとなった(『人民日報』2004年3月16日)。

このような私有財産の保護とそれにもとづく物権法の制定に向けた動きは、2005年7月から草案に対する意見公募が実施されるが、それとともに問題点も明らかにされる。とくに非公式のルートで、物権法そのものに対する疑問も呈されるようになった。たとえば、同年8月12日、この意見公募の呼び掛けに対して、北京大学教授の鞏献田が、物権法草案は憲法違反であるとする内容の「憲法に違反し、社会主義基本原則に反する『物権法(草案)』『憲法』第12条と86年『民法通則』第73条が廃棄して起草されたことへの公開状」をインターネット上で発表したことに始まる論争はそれを象徴している。

この公開状において、鞏献田は、草案の精神と基本原則が「マルクス主義の基本的立場や原則」「中国共産党の社会主義立法工作方向と原則」「胡錦濤同志を総書記とする党中央の科学的発展観と社会主義和諧社会の構築の基本精神と要求」に反していると主張し、私有制を容認する草案が、「憲法」第12条と「民法通則」第73条に明確に規定されている「社会主義の公共(国家)財産は神聖で侵犯されることはできない」という、社会主義の最も本質的な特徴とみなされるとする条項を廃棄し、それに触れていないと批判した。

また、近年の国有企業改革で実施されてきた「株式制改造」「買断工齡(早期退職優遇制度)」「国退民进(国有企業の縮小と民営企業

の拡大)」「MBO(management buyout)」「戦略性改組」などが社会主義の措置と手段に背くとして、国有資産の管理の問題点を指摘した。たとえば、MBOの問題をみると、国家から経営を委託された国有企業の経営者が、自ら資金を出して、一般の投資家より有利な価格で当該国有企業の株を取得することが行われ、それは民営化を進める動機を与える一方、国有資産の一部が経営者に不正に流出しているのではないかと批判も高まった。鞏献田の公開状は、物権法が社会主義の政治体制の根幹を問う問題を含んでいたことを示している。

このような二分化する論争を受けて、2005年10月24日、呉邦国が参加して審議した全人代常務委員会によって、物権法草案の修正に関して、正確な政治方向を堅持する、わが国の国情と実際から出発することを堅持する、物権法とその他の関連する法律との関係を処理する、といった三つの原則を打ち出すことによって収束が図られた(『人民日報』2005年10月25日)。その後審議と修正が続けられ、2006年12月24日から始まった全人代常務委員会の物権法草案の7回目の最終審議において、社会主義の公共(国家)財産は神聖で侵犯されることはできず、物権法草案は国有資産の保護に対して十分に行っていることが強調され、且つ、市場経済化の要求に順応して、草案が全ての市場アクターの平等の保持を堅持することも指摘し、憲法の原則に反していないと結論づけた(『人民日報』2006年12月26日)。

以上の考察から、物権法によって私有財産保護を含む一連の所有権に関する諸問題が法律で規定されることとなり、中国の社会主義市場経済体制における「法治」建設が、その内部に本質的な矛盾を抱えながら進められていることを明らかにした。

## (2) 所有権改革の政治社会への影響の諸考察

上述の所有権に関する一連の制度改革の試みは、基層社会において一般住民の諸権利を保障する。たとえば、都市部においては、所有権問題を象徴する新たな社会組織として業主委員会が注目され、また農村地域においては農地の収容に伴う農民への補償問題への対応のプロセスで問題化される(前掲書『転形期における中国と日本 - その苦悩と展望 -』において公表)。

都市部の基層社会では、住宅改革によって住宅の使用権が商品化され、住民の私有財産とみなされるようになった。業主委員会は、マンションなどの集合住宅の区分所有者(「業主」)が権利保護のために創設した委員会であり、私有財産の権利保護の目的を強く有した組織である。とくに物権法では、第1編「総則」第1章「基本原則」第3条において、「国家は社会主義の初歩的段階では、公

有制を主体として、多くの所有制経済が共同で発展する基本的経済制度を堅持する(略)」として、あくまでも「公有制」が基本であることを前提とする一方、第2編「所有権」第5章「国家所有権と集団所有権、私的所有権」第64条において、「個人はその合法的な収入、家屋、生活用品、生産道具、原材料などの不動産と動産について所有権を有する」として私的所有権の保護を明示している。また、第6章には「業主の建築物区分所有権」の項目が設けられ、第75条において「業主は業主大会を設立し、業主委員会を選挙することができる」と規定され、建築物の区分所有の権利を行使するために、自治組織としての業主大会や業主委員会を設立することを認めるに至った。この結果、従来の中国にはみられない、私有財産の権利保護の目的を強く有した業主委員会の活動が法的に保障されることとなった。

業主委員会は、近年、中国各地で設立され、その活動の範囲を広げている。たとえば、2009年に訪問した北京市のX社区では、2006年に業主委員会が設立され、社区居民委員会の発足と同時に業主委員会も設立された新興社区の典型的な事例を提供していた。業主委員会の委員は、業主本人であり、マンションの管理費などを滞納していない人であればその資格を有し、一業主に一票の権利が与えられて、直接選挙によって選出されていた。また業主委員会は、利害関係に問題が生じた場合、マンション管理会社(「物業管理公司」)と直接折衝に当たる役割を担っており、X社区では、地上と地下にある駐車場の利用費の収益やエレベーター広告の収益の配分の問題などの日常の諸問題について交渉が行われていた。さらに、業主委員会とマンション管理会社との間で、しばしば利害の衝突が生じるケースも報告されるようになり、基層社会の自治組織である社区居民委員会も加わって、複雑な利害関係を調整する必要性が生まれ、社区組織の多元化が促進されている。

住民の所有権意識の向上と共に複雑化する社区の利害関係は、コーポラティズムによる手法の導入により社区のガバナンスの向上が図られている(「現代中国の国家建設と『公民社会』のガバナンス-近代化のプロセスと基層社会の変容を焦点にして-」国際シンポジウム「中国式発展の独自性と普遍性-『中国模式』の提起をめぐって-」2014年2月14日、於島根県立大学、において公表)。それを象徴する社区の組織として「社区協調理事会」があげられる。これは、従来の社会組織に加えて、それらの社会組織間の協調を図る組織で、筆者が訪れた青島市では、2008年に創設されていた。また青島市李滄区の事例報告では、各社区の多様性を反映させながら、自治型、社企合作型、文化伝播型、ネットワーク・サービス型といった特徴があり、社区の特徴に合わせた利害調整のシステム作りが進んでいる。これにより、多元化

する社区のガバナンスは、個々人の政治社会参加を促す民主制度の導入ではなく、むしろ社会集団を介した利害調整を通して民意を間接的に表出させようとするコーポラティズムの手法を活用している。

さらに言うならば、中国の現段階において、それはリベラル・コーポラティズムというよりは、むしろ国家コーポラティズムの色彩が強い。「社区協調理事会」が社区居民委員会を中心に広範囲な社会集団の参加を募っており、党・国家の指導による利害調整がその基本にあるからである。換言するならば、このことは、社区建設の過程で、多様化する社会集団を国家コーポラティズムの中に組み入れて社区統合を図り、各地域の連携を高めて、地域コミュニティ発展の効率を向上させることが試みられていることを示している。

以上の都市部の所有権改革と政治社会の変容の考察に加えて、農村地域の基層社会においても、所有権の問題は深刻化している。その一つとして土地収容と「失地農民」問題があげられる。

近年、農地の収用に際して、基層政権と農民との対立に関する考察が進められている。たとえば、江西省G県M鎮の事例では、2003～05年の長期にわたって土地の収用に関する基層政権と農民との対立が続いたことが報告されている(王伝師・鄭伝貴「一起“特別”的農民土地維權案例」郷鎮論壇雜誌社編『農民土地權益与農村基層民主建設研究』中国社会出版社、2007年)。この事例では、30ム(約2ヘクタール)の自然村の農地が自由市場の建設のためにG鎮政府によって収用されることとなり、これに対して被収用地の失地農民とその自然村の非失地農民(間接失地農民)が、2年間にわたって各級政府に陳情を行う「上访」を実施しており、土地収用が農民生活の根底を溶解させていることを示している。

また、この問題には、基層社会の構造的問題があることは注意されなくてはならない。その一つとして、土地の収用を積極的に進めた鎮政府の財政問題があげられ、それは地方政府全体が抱える問題も反映している。つまり、地方政府の財政収入は、そもそも各地域の経済発展、土地収用と自由市場の開発に伴う土地使用権の売買から得られる収入に大きく依拠しており、また2006年1月に実施された農業税条例の廃止が基層政権の財政状況にマイナスの影響を及ぼしたことも加わり、この結果、土地収用が積極的に展開されたという経緯がある。

たとえば、M鎮の事例では、基層政権からみると、土地収用に関わる費用が37.2万元であるのに対して、その後の収用された土地の使用権の売買などで400万元の収入があると見積もられており、その差額の362.8万元が基層政権の実質的な財政収入となり、その影響が大きいことがわかる。また、基層政権に有利な土地収用は、歴史的に行政権力が強

い農村社会の特徴を反映したものであり、その結果、土地収用に関わる農民に対する保障措置に不公正をもたらす傾向を高めたとも言えよう。

このような構造的問題は、基層政権の腐敗問題とも関連している。その一例として、2011～12年にかけて国際的に広く報道された広東省陸富市東海鎮烏坎村の事例があげられる。この事件は、基層政権による土地収用が、財政収入を拡大するという制度的な動機が働いたのではなく、むしろ村幹部と開発業者の私的な癒着構造に起因して実施されていたことを露呈させた。現在、中国では、このような集団的抗議行動(「群体性事件」)が多発しており、これらの問題を解決するためにも民主的な「法治」建設が不可欠であることを示している。

さらに失地農民の問題では、社会保障の分野においても広がりを見せた。つまり、社会保障が充実していない農村社会では、農地が一種の社会保障の役割を果たしてきたため、農地の収用の補償金が不十分であると、数年後に失地農民の社会保障そのものがなくなり、貧困化する問題が生じたのである。

たとえば、湖南省長沙市における291名の失地農民の意識調査をみると、土地収用後の失地農民の抱える問題として、「養老問題」が183名、「日常問題」が163名、「就業問題」が129名となっており、将来的に生活を維持することに強い不安を感じていることがわかる(周秋光・王猛『中国農村社会保障的理論与实践』中国社会出版社、2011年)。かつて社会学者の費孝通は、農村工業化の過程で生まれた「離土離郷」という農民工の問題を批判的に検討したが、現在の失地農民の問題にも当てはまると言えよう。

社会主義市場経済体制の下、中国では、急速な成長とともに国内格差も広がり、胡錦濤政権では、「和諧社会」が提唱され、その是正が目指された。物権法では、第2編「所有権」第4章「一般規定」第42条において、「公共利益のために必要な場合、法律に規定する権限と手順にもとづき、集団所有の土地及び組織、個人の家屋及びその他不動産を収用することができる」とする一方、「集団所有の土地を収用する場合、土地補償金、移転補償金、土地付加物と立木補償金などの費用を法にもとづき、十分な額を支払わなければならない」とし、土地を収用された農業従事者に補償金を手配し、土地を収用された農業従事者の生活を保障し、土地を収用された農業従事者の合法的な權益を保護しなければならない(略)」として農地を収用される農民に対する補償を規定しており、法的な権利保障を与える。しかし、上述の事例は、必ずしもこのような農民の権利を保障しているとは言えず、変化する政治社会での具体的な実施が課題であり続けていることを明らかにしている。

### (3) 今後の課題

以上の成果を公表するとともに、今後の課題も残った。とくに本研究の第三の方法として、「企業・土地・住宅などをはじめとする実際に所有権改革を進めてきた基層社会の実態を調査する」ことを掲げているが、日中関係の悪化により実地調査が実質的に不可能となってしまった。この点に関して、これまでの調査記録や中国語文献によって補ったが、今後フィールド調査の実施にもとづいた実証的な研究を進めなければならない。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 3件)

1. 江口伸吾「現代中国における都市の社区建設と社会管理-山東省の事例を中心に-」『総合政策論叢』第 23 号、島根県立大学総合政策学会、2012 年、109~121 頁、査読有。

2. 江口伸吾「北東アジア時事通信/中国共産党第 18 回党大会の開催と政治改革の行方」『NEAR News』第 43 号、島根県立大学北東アジア地域研究センター、2013 年、12~13 頁、査読無。

3. 江口伸吾「菱田雅晴編著『中国-基層からのガバナンス-』法政大学出版局、2010 年(書評)」『中国研究月報』Vol.67 No.4(No.782)、2013 年、36~37 頁、依頼有。

〔学会発表〕(計 2件)

1. 江口伸吾「社会主義市場経済体制下における基層社会の近代化と所有権改革-『物権法』と転形期の政治社会-」国際シンポジウム「転形期における中国と日本-その苦悩と展望-」2011 年 10 月 21 日、於島根県立大学。

2. 江口伸吾「現代中国の国家建設と『公民社会』のガバナンス-近代化のプロセスと基層社会の変容を焦点にして-」国際シンポジウム「中国式発展の独自性と普遍性-『中国模式』の提起をめぐって-」2014 年 2 月 14 日、於島根県立大学。

〔図書〕(計 4件)

1. 飯田泰三・李曉東編著 / 本田雄一・王逸舟・董昭華・唐燕霞・江口伸吾・初曉波・宋偉・石田徹・宇野重昭著『転形期における中国と日本-その苦悩と展望-』国際書院、2012 年、319 頁(155~177 頁を分担執筆)。

2. 高原明生・服部龍二編著 / 大澤武司・井上正也・福田円・若月秀和・江藤名保子・小嶋華津子・三宅康之・杉浦康之・増田雅之・江口伸吾・益尾知佐子・加茂具樹・伊藤剛・阿南友亮著『日中関係史 1972- 2012 | 政治』

東京大学出版会、2012 年、501 頁+37 頁(315~342 頁を分担執筆)。

3. 中園和仁編著 / 王偉彬・滝口太郎・三船恵美・江口伸吾・星野昌裕・小島末夫著『Minerva グローバルスタディーズ 3 / 中国がつくる国際秩序』ミネルヴァ書房、2013 年、254 頁(97~117 頁を分担執筆)。

4. 岩波書店辞典編集部『岩波世界人名大辞典』岩波書店、2013 年、3586 頁(現代中国に関する 48 項目を分担執筆)

〔その他〕

ホームページ等

1. 教員情報検索: 島根県立大学 総合政策学部 総合政策学科 江口伸吾  
<http://usri.u-shimane.ac.jp/Profiles/1/0000096/profile.html>

#### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

江口伸吾 ( EGUCHI, Shingo )  
島根県立大学・総合政策学部・教授  
研究者番号: 20326408